

4月18日

発明の日

インタビュー

特許庁長官 河西 康之氏



「特許庁は産業財産権制度の役割をどう考えますか。」
「2026年には600兆円を超える名目GDPとともに、質上げの力強い動きが見られており、我が国は成長経済に移行できるか否かの分岐点にある。知的財産(知財)の適切な保護を起點に収益を上げるという好循環を作り、日本経済を強化していく。」

「稼ぐ力」強化へ環境整備

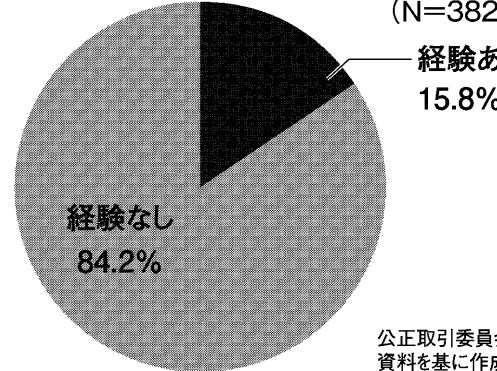
「特許庁と中小企業庁、工業所有権情報・研修館(INPIE)、日本弁理士会、日本商工会議所の5者が、『知財経営支援ネットワーク』を構築し、知財に関する課題解決からプロモーションまで、包括的に支援できる環境を整備した。2月には取り組み強化に向けたアクションプランを策定した。成長意欲の高い企業への重点支援や、組織の枠組みを超えた情報連携を進め、AI(人工知能)の発



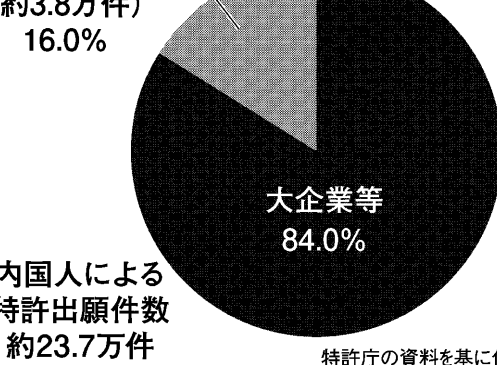
「知財経営支援ネットワークの更なる強化に向けたアクションプラン」署名式

中小・スタートアップ向け伴走支援

納得できない内容の取引条件などを
受け入れた経験の有無 (N=3824)



特許出願件数に占める中小企業の割合 (2024年)



2月にはネットワークのさらなる強化に向けた「アクションプラン」を公表。地域における各支援窓口のつなぎ役だけでなく、より踏み込んだ経営支援や施策を展開する方針を打ち出した。知財に関する課題の解決から販路開拓まで包括的に対応し、企業の稼ぐ力の向上を後押しする。

人材育成
また、特許庁は24年度から「知的財産活用モデル創出支援事業」を展開する。知財を活用した地域活性化や企業成長に意欲的な自治体や重点地域に選定し、事業プロデューサーを派遣した上で支援チームを形成。地域の中小企業と経営支援者や自治体、支援機関が連携し事業戦略から販路開拓まで一気通貫で支援すると同時に、知財の活用・管理などを担う人材育成にもつなげる。

成長性高める
一方、知財は中小の収益力や成長性を高める重要な経営資源であり、不適切な取引慣行は是正する必要がある。公正取引委員会と中小企業庁、特許庁が行った中小企業の知的財産をめぐる大手企業の問題行為に関する調査では、知財権やノウハウ、データを保有する事業者の15・8%がNDA

知財創出—戦略的に活用

生成AI(人工知能)の台頭などで技術革新が加速する中、特許をはじめとする知的財産権を活用した経営戦略の必要性が増している。知財経営を促すには技術革新の担い手となるスタートアップ企業などへの支援や、知財を適切に保護しながら活用を促すための環境整備が求められる。

4者が連携
特許庁と工業所有権情報

4月18日は「発明の日」。1985年の同日に現行特許法の前身である「専売特許条例」が公布されたこと由来して制定された。特許をはじめとする産業財産権制度の内容は時代とともに変化してきた。日本の産業競争力を高めるためにも、知的財産(知財)の創出や保護、活用のあり方についてあらためて考えたい。

組みを構築。共同プロジェクトや資金調達につながる事例も出てきている。中小企業は日本企業の99%超を占める一方、24年の特許出願件数に占める中小企業の割合は16・0%にとどまる。成長投資や買上への原資として稼ぐ力の向上が求められる中、知財をはじめとする無形資産を創出し、戦略的に活用することがこれまで以上に重要になる。権利を取得するだけでなく、その知財をどうビジネスにつなげるか、企業の戦略に生かしていくか。知財経営の定着に向けた伴走支援のニーズは、今後さらに高まるはずだ。

問題行為は独占禁止法の「優越的地位の乱用」などに対応する可能性があるとして、政府は今回の調査を踏まえ、知財権などの取引適正化に向けた指針を6月下旬にも公表する予定だ。同調査では25年9月に91業種4万社を対象にアンケートを実施した。回答率は17・4%で、製造業と情報通信業が大半を占めた。うち54・8%の事業者が知財権やノウハウを保有するとしていたが、その約半数が知財などの取り扱いを確認する担当者や外部専門家が不在と答えた。

特許分析・調査

ワイズ特許サービス株式会社

- 特許調査・分析
- 特許マップ作成
- 特許分析Web講習会

特許分析サービスで皆様の知財戦略を支援いたします
「特許分析の原則」など実践的な情報を公開中

ばっとマイニング.com

〒604-0847 京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535 白土東京都ビル
TEL:075-741-8586 https://www.pat-mining.com/ e-mail:info@wides.com

先端技術リサーチャー 通年募集中!

IPCC 一般財団法人 工業所有権協力センター

Industrial Property Cooperation Center

IPCC著「技術の最前線を読み解く特許調査という仕事」(技術評論社)好評発売中!

それ発明通信社に聞いてみよう!

特許情報の総合サービスセンター

~多角的なソリューション揃っています~

皆さまの知財活動における課題解決に向けた各種サービスをご提案します。

- 効率化: AIを活用して時間の削減をしたい方! PatentNoiseFilter®, PATSEER
- 検索: 調査ツールを見直したい方! HYPAT-i2, Japio-GPG/FX
- 調査: 調査業務を改善したい方! 特許調査サービス
- 管理: 管理業務を改善したい方! 知財管理サービスIPeakMS®
- 連携: 入力業務を改善したい方! APIサービス
- 出願: 生成AIで作成時間を削減したい方! appia-engine

※「Japio-GPG/FX」は一般財団法人日本特許情報機構と共同で提供するサービスです。
※「PatentNoiseFilter®」は株式会社アイアールティ、「PATSEER」はPatSeer Technologies Private Ltd.、「IPeakMS®」は株式会社東芝、「appia-engine」はSmart-IP株式会社の提供するサービスです。

株式会社発明通信社
〒101-0047 東京都千代田区千代田1-12-2
TEL:03-5281-5511 e-mail:info@hatsumei.co.jp
東京・大阪・名古屋
https://www.hatsumei.co.jp/

Our Mission

イノベーションを通じ 社会貢献に取り組む企業の 知的財産活動を支援する。

グローバル特許検索・分析ツール「PatSnap Analytics」
知財向けAIエージェント「Eureka IP」
国内特許検索システム「CKS Web®」
知財情報マネジメントシステム「IP Compass®」
特許調査

CKS 中央光学出版株式会社

4月18日
発明の日

知財教育と人材育成

日本が「知的財産立国」を目指す上で必要となるのが、知財に通じた人材の育成だ。各産業界では技術開発だけでなく、事業戦略の策定など経営面においても、知財の活用が広がっている。特許出願をはじめとする実務に限らず、多面的かつグローバルな視点で、的確な知財マネジメントができる人材が求められている。知財の教育機関や関連団体では今、人材育成のための多様な教育プログラムを展開し、社会のニーズに応えようとしている。

工業所有権協力センター

知財の専門職と聞くとまず「弁理士」が浮かぶ。では特許情報検索の専門職・パテントリサーチャーを存しているだろうか。「ググる」という言葉が浸透した昨今、検索に安易なイメージを抱く向きもある。だが特許調査の世界では、高度な検索式を駆使して研究開発やビジネスの新領域へ導くパテントリサーチャーが、縁の下力持ちとして活躍する。例えば製品のリリース前の特許調査は、権利侵害を回避するために慎重を期す案件の一つ。近年の世界全体の特許出願総数は年間300万〜350万件と、毎年膨大な数の特許文書が蓄積されている。そんな特許情報

特許調査の専門職活躍

の洪水をかき分けてパテントリサーチャーは検索技術を駆使し、あまたの文献や論文などをくまなく調べ尽くす。「特許調査がAI(人工知能)の活用で簡単に解決すると考えるのは少し時期尚早かもしれない。そう指摘するのは、特許調査に必要な先行技術の調査などを手がける工業所有権協力センター(IPCC)企画室の向山麻衣子氏だ。同センターは、特許調査の利便性を向上させるべく、特許調査の分野をいかに特許の空気を委ねて導き出すのが難しいという。だからこそ、パテントリサーチャーによる特許調査の職人技が今も必要とされている。

特集「発明の日」読者プレゼント
読者5人
工業所有権協力センター(IPCC)の書籍『技術の最前線を読み解く特許調査という仕事』が今月刊行された。特許調査の基礎からパテントリサーチャーのキャリアパス、実務現場、AIの活用まで幅広く紹介する特許調査の入門書。抽選で読者5人に同書をプレゼント。30日締め切り。応募は専用フォームから。
応募はこちらから
<https://forms.office.com/r/98s7R4WtkP>
価格・2200円(税込み)、出版社・技術評論社

大阪工業大学

大阪工業大学の知財学部は、知財の専門職と聞くとまず「弁理士」が浮かぶ。では特許情報検索の専門職・パテントリサーチャーを存しているだろうか。「ググる」という言葉が浸透した昨今、検索に安易なイメージを抱く向きもある。だが特許調査の世界では、高度な検索式を駆使して研究開発やビジネスの新領域へ導くパテントリサーチャーが、縁の下力持ちとして活躍する。例えば製品のリリース前の特許調査は、権利侵害を回避するために慎重を期す案件の一つ。近年の世界全体の特許出願総数は年間300万〜350万件と、毎年膨大な数の特許文書が蓄積されている。そんな特許情報

全学で取り組む知財教育



長谷川ゼミで開発したジェラートを大学祭で販売(大阪工業大学提供)

「現場に出てすぐに即戦力となるよう、実務的な授業を数多く用意しているのが特徴の一つ。自身も弁理士である杉浦准教授は、その胸を張る。とりわけ夏期に1〜2週間の実地業務を行う「エクスターンシップ」は、特色ある制度だ。学生は、教員が所属する特許事務所などで出願書類の作成や出願手続を経験する。さらに研修後は、その成果を大学院生と法学部生が集う9月の「知財アカデミー」合宿で報告する。研修に参加した学生にとっては、自身の経験を生かしてアウトプットする機会になると同時に、

国士舘大学

国士舘大学大学院総合知的財産法研究科の開設は2006年。以来20年たつたり、弁理士をはじめとする1700人を超える知財人材を輩出してきた。留学生も多く学び、中には母国の中国で知財専門の弁理士として活躍する修了生もいる。

実務的授業を数多く用意



杉浦准教授による授業の様子(国士舘大学提供)

「現場に出てすぐに即戦力となるよう、実務的な授業を数多く用意しているのが特徴の一つ。自身も弁理士である杉浦准教授は、その胸を張る。とりわけ夏期に1〜2週間の実地業務を行う「エクスターンシップ」は、特色ある制度だ。学生は、教員が所属する特許事務所などで出願書類の作成や出願手続を経験する。さらに研修後は、その成果を大学院生と法学部生が集う9月の「知財アカデミー」合宿で報告する。研修に参加した学生にとっては、自身の経験を生かしてアウトプットする機会になると同時に、

次代の知的財産プロフェッショナルへ

大阪工業大学 大学院 知的財産研究科

法・実務・グローバル・ビジネスの視点から
多面的に知的財産を学ぶ

昼夜開講
弁理士国家試験一部免除
オンラインでどこからでも受講

大学院説明会
2026年6月4日(木)
時間: 18:40 ~ 20:40
場所: 大阪工業大学 梅田キャンパス
10月1日(木)・11月28日(土)・1月13日(水)にも開催

入学試験
2026年7月4日(土)
10月24日(土)・2月13日(土)・3月6日(土)にも実施

個別相談
ご希望に応じて随時に個別相談会を開催しています

知的財産研究科 公式WEBサイト

リーガルマインドをもった 総合知的財産法研究科 知財プロフェッショナルの養成

弁理士試験科目一部免除 国士舘大学大学院総合知的財産法研究科では、弁理士試験科目一部免除を考慮した修士論文指導をしています。

身近な先輩等による特別講座(任意・無料)

- 就業力UP講座 調査のプロとして活躍中の修了生による、特許・意匠・商標検索実習
- 弁理士試験対策講座 弁理士試験合格者(修了生)による受験指導
- 入学前教育講座 理工系出身者等に対する法律の基礎講座(入学手続後3月末まで)

①理論と実務とを架橋する教育
優れた研究者教員に加え、経験豊かな実務家教員が現場に則した実践的な授業を展開。エクスターンシップ(特許事務所研修)等の実務研修を通じ、論理的思考力と実務能力をバランスよく修得します。

②法学・経営学・工学の分野に精通した科目群と他研究科とのコラボ授業
知的財産法の法的素養のほか、経営学や工学を学ぶ文理融合型教育を通じ、知的財産のプロフェッショナルに求められる総合的な専門性を身に付けていきます。

③アジア・欧米等の知的財産法分野に精通した人物の養成
国際的知的財産科目を充実させ、特にアジア

基礎科目 38単位
基礎科目 基礎的思考力と基礎知識を修得。
主要科目 知財の専門法を幅広く学び、弁理士などにふさわしい力を養う。

発展科目 8単位
基礎科目と特別科目で修得した知識をもとに、応用力・実践力を高め、職業倫理観を養う。

特別科目 8単位
知財を経営レベルで生かせる能力・思考力を養う。

技術科目
特許などにおいて欠かせない技術分野の知識を修得し、判断力・発想力を養う。

【総合知的財産法研究科概要】
募集人員 20名
修業年限 2年
修了条件 48単位以上修得。修士論文審査および最終試験合格
授与学位 修士(総合知的財産法)

ア地域において多発する特許侵害事件などの国際問題へ対応できる能力を養成します。
④e-ラーニングの活用、データベース利用の徹底指導
映像に収録された授業をキャンパスで自由に閲覧(e-ラーニング)することができます。また、日々変化する知的財産に関するデータベースを充実させ、最新の情報を手に入れることができるほか、内外の知的財産法関係の文献検索を効率的に行えます。

【2027年度入試 試験日程】

入試制度	原簿受付期間	入試日	合格発表日時
I期 一般選考 学内選考 社会人選考 留学生選考	8/20日~9/3日	9/20日	9/25日 12:00~
II期 一般選考 学内選考 社会人選考 留学生選考	10/29日~11/12日	11/29日	12/4日 12:00~
III期 一般選考 学内選考 社会人選考 留学生選考	2/4日~2/18日	3/7日	3/12日 12:00~

【入試説明会開催日時等(予定)】

開催日	開催時間	開催場所
① 8/8日	13:30~15:00	世田谷キャンパス34号館A棟930教室
② 9/26日		
③ 1/23日		

※詳細は、募集要項またはホームページでご確認ください。
※予定となっておりますのでホームページでご確認ください。

国士舘大学大学院
●お問い合わせ先: 教務部大学院課 URL <https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/>
〒154-8515 東京都世田谷区世田谷4-28-1 Tel.03-5481-3140
【交通アクセス】(世田谷キャンパス)
●東急世田谷線「松陰神社前」駅下車徒歩6分 ●小田急線「梅ヶ丘」駅下車徒歩9分

ブランド強化のための知財戦略

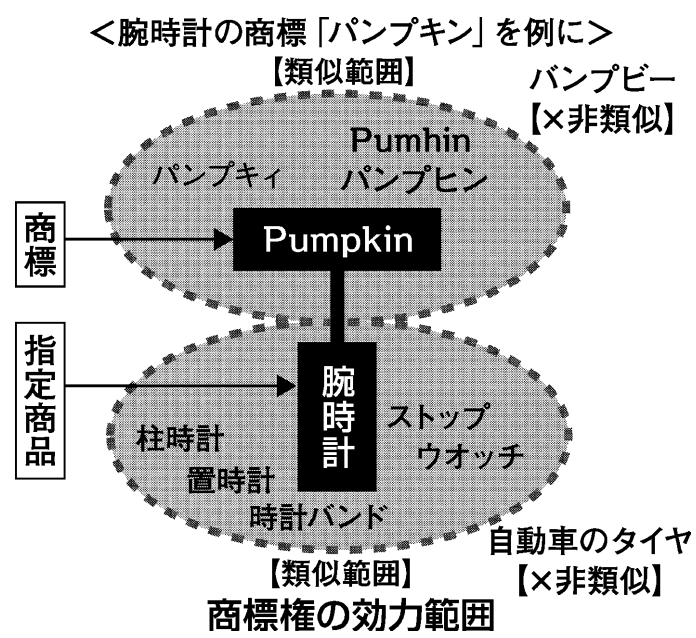
4月18日
発明の日

ブランド構築を支える商標登録

製造技術の進歩によって製品の品質は高度化し、各社の品質は拮抗している。新技術の特許権を取得すれば自社だけがその製品を独占できる。しかし、伝統的で改良余地の少ない製品の業界では、画期的な特許発明は生まれにくく、他社との差別化に苦悩する。そこで注目すべきが自社ブランドの構築だ。そのカギとなる「商標登録」について解説する。

信頼獲得の集積道のり険しく

ブランドの構築の過程は、消費者や取引業者からの信頼の獲得の集積であり、長期戦になると思っていよう。まずブランドの育成には製品の確かな品質や良好なデザインが必要。なことはもちろん、アフターサービスの充実や広告戦略、さらには企業の社会貢献なども影響する。その道のりは、容易ではない。



消費者や取引業者の立場からすれば、ブランドは製品の見直しや品質向上のきっかけとなり、信頼を醸成する上で重要な役割を果たしている。一方で、ブランドは製品の見直しや品質向上のきっかけとなり、信頼を醸成する上で重要な役割を果たしている。一方で、ブランドは製品の見直しや品質向上のきっかけとなり、信頼を醸成する上で重要な役割を果たしている。

識別性・類似性 弁理士の判断不可欠

商標の使用実績を重視する「使用主義」をとる米国とは異なり、日本の商標法は登録により権利が発生する。「登録主義」を基調とする。そのため、いまだ使用していない商品や役務であっても商標登録ができる。つまり将来的なブランド展開を見据えて、指定商品・役務の範囲を広げてあらかじめ権利を確保することも可能だ。特許庁では商標法が規定しているさまざまな登録要件を審査する。要件の一つに商標の「識別性」があり、指定商品の一般名称や品質表示などは、識別性がなくして登録は拒絶されてしまう。またたとえ識別性がある商標でも、登録は「早急者勝ち（先願主義）」のため、既に登録されている他社の商標と重複するものは登録できない。



大阪経済大学
教授 眞島 宏明
1964年兵庫県生まれ。弁理士としても30年以上にわたり知財実務に携わる。著書・共著に『新版・商標法コンメンタル』（勁草書房）など。

メーカーの知財戦略と知財情報サービス

日本企業が海外進出する上で、忘れてならないのが「知財リスク」への備え。日本企業のグローバルな模倣被害の総額は3兆1653億円にも及ぶと推計されており（特許庁「我が国法人の産業別模倣被害推計調査2021年度」）、逆に海外企業から知財訴訟を起されるケースもある。そんな中、守りと攻めの知財戦略を展開する日系メーカーと、日本企業の知財経営を支える知財情報サービス業者のそれぞれの取り組みを紹介する。

守りと攻めの知財戦略

名古屋市内に本社を置くMTGは、事業ビジョンに「グローバルに活躍し、グローバルに権利を行使し、グローバルに成長」を掲げ、ビュティ、ウエルネス領域のブランド開発カンパニーとして多くのブランドを生み出してきた。これまでに登録した特許・商標・意匠は累計7000件（2026年時点）を超える。



中国の商標フローカーが無断で製造・販売したドライヤー（左）と洗顔ブラシ（MTG提供）



「Brand Mark Search」のAI類似画像検索画面（日本特許データサービス提供）

商標情報検索サービス好調

知財情報の検索や分析、調査などのシステムを提供し、企業の知財戦略を幅広く支えるのが知財情報サービス好調だ。企業は知財戦略を幅広く支えるのが知財情報サービス好調だ。企業は知財戦略を幅広く支えるのが知財情報サービス好調だ。企業は知財戦略を幅広く支えるのが知財情報サービス好調だ。

勝訴を取った。中国での商標法と不正競争防止法の19年の法改正も、追い風になったとみられる。現在、MTGグループは「ReFa」商標を付したドライヤーなどの商品を中国国内で製造・販売もしている。MTGは、現地で無断登録された商標を無効にする手続きを進めたが、不正競争防止法違反などで商標フローカーを提訴。23年に

勝訴を取った。中国での商標法と不正競争防止法の19年の法改正も、追い風になったとみられる。現在、MTGグループは「ReFa」商標を付したドライヤーなどの商品を中国国内で製造・販売もしている。MTGは、現地で無断登録された商標を無効にする手続きを進めたが、不正競争防止法違反などで商標フローカーを提訴。23年に

ASEANの知財情報も追加収録!

- ◆ 特許・商標ともにアジア情報を充実
- ◆ 英語での一括検索・AI機能も充実
- ◆ 自社データ蓄積で安心・安定・高速

自社調査の有効活用に、JPDSサービスを

特許調査 / 商標調査

- ◆ データ品質を理解した調査員
- ◆ 希望形式の調査結果レポート
- ◆ 現地調査よりも安価で短納期

知的財産戦略の総合サポート

高品質な知的財産情報サービス

- ◆ 特許検索サービス 「JP-NET / NewCSS」
- ◆ 商標検索サービス 「Brand Mark Search」
- ◆ 特許分析サービス 「JP-MAP / ぱっとマイニングJP」
- ◆ 特許管理サービス 「IP Drive / IP Vision / PATDATA」
- ◆ 知的財産セミナー



IPteller特許事務所
 ~知的財産を世界に伝える喜びを、あなたに~
 弁理士 羽立 章二
 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-13-8
 オクタブビル5階
 TEL:092-600-1037 FAX:092-510-1387

知的財産の創出・活用をサポートいたします

弁理士法人 英和特許事務所
 代表弁理士 原 勝成
 弁理士 小原 博生
 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目2-5 紙与博多ビル11階
 TEL: (092) 451-8781 FAX (092) 451-1624
 URL: https://eiwapat.com E-mail: info@eiwapat.com

安田岡本弁理士法人
 所長 弁理士 安田 幹雄
 弁理士 武藤 正 弁理士 片桐 務 弁理士 山下 昌三
 パートナ 弁理士 安田 裕貴
 弁理士 国立 久 弁理士 新藤 竜一 弁理士 森本 淳史
 弁理士 岡本 宜喜 弁理士 坂戸 敦史
 〒577-0066 大阪府東大阪市高井田本通7-7-19(昌利ビル7F-6F)
 (Osaka Metro中央線「高井田駅」②出口・JRおおさか東線「高井田中央駅」徒歩1分)
 TEL(06)6782-6917(代) FAX(06)6782-6900(代) URL https://www.actelpat.com

M&m 弁理士法人 三好内外国特許事務所
 MIYOSHI & MIYOSHI
 (東京)〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門等々楼 TEL (03)3504-3075
 (京都)〒600-8216 京都市下京区東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル5F TEL (075)353-9606
 URL: www.miyoshipat.co.jp E-mail: info@miyoshipat.co.jp

岡部国際特許事務所
 所長 弁理士 岡部 譲
 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館8階
 TEL(03)6721-0524 FAX(03)3475-0020 E-mail: info@okabeintl.jp
 URL http://www.okabeintl.jp

細見特許事務所
 弁理士 細見 吉生
 〒650-0024 神戸市中央区海岸通5番地(商船三井ビル5F)
 ☎078(327)6611・FAX078(327)6622
 https://www.hosomi-pat.net

中村合同特許法律事務所
 〒100-8355 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル6階
 TEL(03)3211-8741(代)
 FAX(03)3214-6358-6359

鎌田国際特許事務所
 所長 弁理士 鎌田 和弘
 〒274-0825 千葉県船橋市前原西2-22-14-403
 TEL(047)409-5446 FAX(047)409-5447 URL https://www.kamata-ip.com

弁理士法人 太陽国際特許事務所
 所長・弁理士 中島 崇晴
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17
 TEL (03) 3357-5171 (代) FAX (03) 3357-5180 (代)
 【URL】 https://www.taiyo-nk.co.jp 【E-mail】 info@taiyo-nk.co.jp

ONDA 弁理士法人 オンダ国際特許事務所
 所員337名(弁理士45名、米国特許弁理士2名、中国弁理士&弁理士13名、台湾弁理士1名) ※グループ合計
 URL https://www.ondatechno.com/jp/ E-mail contact-ot@ondatechno.co.jp

倅熊特許事務所
 所長 弁理士 倅熊 嗣久
 弁理士 廣川 裕美
 〒720-0034 広島県福山市若松町2-9 加藤ビル2F
 TEL(084)931-4146 FAX(084)923-1044 E-mail kaseguma.pat@pure.ocn.ne.jp
 URL http://www.kaseguma.jp/

SDK 産電工業株式会社
 本社 〒984-0030 仙台市若林区荒井東2-13-1
 ☎022-352-3095
 事業所 青森支店 / 山形営業所

「他社営業秘密」の不正流入リスクと知財観点からの対策

近年、特許出願はピーク時の年間約45万件に比べて、約30万件にまで減少している。しかし日本企業の研究開発費は減少しておらず増加傾向にある。このことから技術情報の公開を伴う特許出願ではなく、技術情報の秘匿化を選択する企業が増加している。元従業員が転職先の雇用の流動化などに伴い、元従業員が転職先に営業秘密である自社の技術情報を不正に持ち出す事件も顕在化し、その対策を行う企業も多くなっている。

営業秘密の概要と侵害に伴う法的リスク

営業秘密として法的保護の対象となる情報は、不正競争防止法に基づき①秘密管理性(秘密として管理されていること)、②有用性(事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること)、③非公知性(公然と知られていないこと)の三つの要件を全て満たす必要がある。

また「特許権侵害」では不正競争防止法に基づき、営業秘密の不正開示や不正開示された営業秘密の使用などを指し、営業秘密の侵害者には民事的責任や刑事的責任が課せられる。民事的責任としては使用の差し止めや損害賠償であり、刑事的責任としては罰金刑や拘禁刑である。さらに法人であれば罰則規定により罰金が科される場合もある。

このような人物が転職先に前職企業の営業秘密を不正に持ち込んで開示すると、転職先企業にとって多大な影響を与える犯罪となるケースがある。

「回すし原価情報事件」

回すしチェーン店であるE社からF社へ転職したX(後に社長に就任)が、E社の原価情報などをF社で開示し、F社の商品部長であるYに指示して分析・使用させた事件。この事件では、Xが懲役3年(執行猶予4年)および罰金200万円となっただけでなく、F社の従業員であるYまでも懲役2年6カ月(執行猶予4年)および罰金100万円となった。またF社も罰金3000万円となった。この事件は、前職企業の営業秘密を持ち出した転職者だけでなく、転職先企業の従業員までもが刑事罰を受けており、転職先企業にとって最悪の事態と言っても過言ではないであろう。

不正流入を防ぐための実効性ある対策案

以上のような事件の発生を防ぐためには、次のような対策が考えられる。

- ①採用・入社時の誓約書
- ②社員研修
- ③社内相対制度

①採用・入社時の誓約書
 前職企業の営業秘密を持ち込まない旨の署名を中途採用者に求める。

②社員研修
 自社の営業秘密を守るだけでなく、他社の営業秘密の不正使用も違法であり、中途採用者から前職企業の営業秘密を聞き出すことも適切ではない、という認識を社内共有する。

③社内相対制度
 中途採用者が前職企業の営業秘密を自社で開示したり、使用

これを防ぐためには、営業秘密の不正使用の理解が深まるような対策が、中途採用者や現職者、中途採用者に対する教育などで培った一般的な知識・技能・経験)までも制限されかねない。前職で得た知識であっても、例えば公知の技術情報や属人的な技能、経験といったものは営業秘密には当たらない。前職企業の営業秘密は先ほど述べた3要件を全て満たす情報であり、そもそも転職先企業に何も持ち込まなければ営業秘密侵害を意図する必要は多くないであろう。

過剰な反応は中途採用者を萎縮させ、本来の能力の発揮を妨げることになり、最悪は退職を招く恐れもある。「他社の営業秘密」と「活用すべき転職者の能力」を適切に切り分けて判断する体制を整え、中途採用者を萎縮させることなく能力を発揮できる環境を整えることが必要である。

過剰反応を抑制する必要性も

これらの対策を講じ、営業秘密の不正使用の理解が深まるような対策が、中途採用者や現職者、中途採用者に対する教育などで培った一般的な知識・技能・経験)までも制限されかねない。前職で得た知識であっても、例えば公知の技術情報や属人的な技能、経験といったものは営業秘密には当たらない。前職企業の営業秘密は先ほど述べた3要件を全て満たす情報であり、そもそも転職先企業に何も持ち込まなければ営業秘密侵害を意図する必要は多くないであろう。

過剰な反応は中途採用者を萎縮させ、本来の能力の発揮を妨げることになり、最悪は退職を招く恐れもある。「他社の営業秘密」と「活用すべき転職者の能力」を適切に切り分けて判断する体制を整え、中途採用者を萎縮させることなく能力を発揮できる環境を整えることが必要である。

刑事事件がほばない一方「営業秘密侵害」では刑事事件が多数存在し、執行猶予がつかずに懲役刑(拘禁刑)が科された個人や数千万円もの罰金が科された法人もある。

従業員が流出すると、流入先はその従業員が転職先企業でその従業員が使用したと、転職先企業も民事的責任や刑事的責任を負う可能性がある。つまり転職に伴う営業秘密の不正流出と不正流入は表裏一体なのだ。

転職者のうち、役員が営業秘密を不正流出させる事件も多い。その理由は役員が与えられ、早期の成果を期待されるためと考えられる。また後述するA社とB社に対するアクセス権限が一般従業員よりも多く、営業秘密の価値の理解も深い。さらに役員は営業秘密に対する意識が低い可能性もある。

このような人物が転職先に前職企業の営業秘密を不正に持ち込んで開示すると、転職先企業にとって多大な影響を与える犯罪となるケースがある。

「回すし原価情報事件」
 回すしチェーン店であるE社からF社へ転職したX(後に社長に就任)が、E社の原価情報などをF社で開示し、F社の商品部長であるYに指示して分析・使用させた事件。この事件では、Xが懲役3年(執行猶予4年)および罰金200万円となっただけでなく、F社の従業員であるYまでも懲役2年6カ月(執行猶予4年)および罰金100万円となった。またF社も罰金3000万円となった。この事件は、前職企業の営業秘密を持ち出した転職者だけでなく、転職先企業の従業員までもが刑事罰を受けており、転職先企業にとって最悪の事態と言っても過言ではないであろう。

不正流入を防ぐための実効性ある対策案
 以上のような事件の発生を防ぐためには、次のような対策が考えられる。
 ①採用・入社時の誓約書
 前職企業の営業秘密を持ち込まない旨の署名を中途採用者に求める。
 ②社員研修
 自社の営業秘密を守るだけでなく、他社の営業秘密の不正使用も違法であり、中途採用者から前職企業の営業秘密を聞き出すことも適切ではない、という認識を社内共有する。
 ③社内相対制度
 中途採用者が前職企業の営業秘密を自社で開示したり、使用

を促す指示をされたりした場合に従業員が相談し、対応する窓口を法務部や知財部に設ける。これにより、回すし原価情報事件のように既存の従業員が刑事罰を受けるという事態を回避する。

④知財活動を介した検知
 中途採用者が入社間もなく発明などを提示した場合、知財部がその発明過程を確認する。自社の開発や実験の形跡がないなどの不自然な点があれば営業秘密の不正流入を疑う必要がある。このために知財部は特許出願する発明だけでなく秘匿化する発明も一元管理することが好ましい。

期間限定 初回 **70%OFF**

高品質な特許翻訳を低コストで実現!!

詳しくはこちら

特許翻訳で欲しいのは、「この品質なら進められる」と判断できる状態です。最新生成AI × 特許翻訳者 × 3層QAの独自システムにより、高品質と低コストを両立。RYUKA国際特許事務所の協力体制のもと、特許翻訳・明細書の修正・外国出願の依頼まで、一連の実務をまとめてご相談いただけます。

AI翻訳 × 特許専門家 監修

AI特許翻訳株式会社
 〒164-0001 東京都中野区中野3-20-10
 お問い合わせは info@iptrans.jp まで

